

2026年全日本スーパーフォーミュラ・ライセンス選手権 統一規則

※下線部：変更箇所

2026年規則	2025年規則
<p style="text-align: center;">総 則</p> <p><u>2026年</u>全日本スーパーフォーミュラ・ライセンス選手権は、一般社団法人日本自動車連盟（JAF）公認のもと、FIA国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠したJAF国内競技規則およびその細則、<u>2026年</u>全日本スーパーフォーミュラ・ライセンス選手権統一規則、ならびに本競技会特別規則に従い開催され、ドライバーおよびチーム（エンタラント）に対する2つの選手権から成る。</p> <p>第1条～第3条 （略）</p> <p>第4条 競技許可証（ライセンス）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. （略）</li> <li>2. すべてのドライバーは、限定国内競技運転者許可証A所持者を含み、国内競技運転者許可証Aまたはそれと同等以上のライセンス所持者とする。 国際格式競技の場合は、国際競技運転者許可証B以上の所持者とする。 なお、次のいずれかに該当するドライバーは参加できない。             <ol style="list-style-type: none"> <li>1) （略）</li> <li>2) <u>2025年</u>のFIA-F2またはSFにおいて、シリーズランキング上位6位までの者。</li> </ol> </li> <li>3. （略）</li> </ol> <p>第5条 ペナルティポイント</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 1)～2) (3) （略） (4) ペナルティポイントを頻繁に与えられたドライバーには、上記に加</li> </ol>	<p style="text-align: center;">総 則</p> <p><u>2025年</u>全日本スーパーフォーミュラ・ライセンス選手権は、一般社団法人日本自動車連盟（JAF）公認のもと、FIA国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠したJAF国内競技規則およびその細則、<u>2025年</u>全日本スーパーフォーミュラ・ライセンス選手権統一規則、ならびに本競技会特別規則に従い開催され、ドライバーおよびチーム（エンタラント）に対する2つの選手権から成る。</p> <p>第1条～第3条 （略）</p> <p>第4条 競技許可証（ライセンス）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. （略）</li> <li>2. すべてのドライバーは、限定国内競技運転者許可証A所持者を含み、国内競技運転者許可証Aまたはそれと同等以上のライセンス所持者とする。 国際格式競技の場合は、国際競技運転者許可証B以上の所持者とする。 なお、次のいずれかに該当するドライバーは参加できない。             <ol style="list-style-type: none"> <li>1) （略）</li> <li>2) <u>2024年</u>のFIA-F2またはSFにおいて、シリーズランキング上位6位までの者。</li> </ol> </li> <li>3. （略）</li> </ol> <p>第5条 ペナルティポイント</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 1)～2) (3) （略） (4) ペナルティポイントを頻繁に与えられたドライバーには、上記に加</li> </ol>

え下記のいずれかの罰則を課す場合がある。

- ・ 2026年の本選手権の全戦の出場停止処分。
- ・ 2026年の本選手権のポイントの剥奪。
- ・ 2027年の本選手権の公式登録の拒否。

2. ～3. (略)

#### 第6条 参加車両

1. 2026年 J A F 国内競技車両規則第1編第10章スーパーフォーミュラ・ライツ (S F L) 車両規定に適合した車両および J A F が特に認めた車両とする。

車両の銘柄とはシャシーとエンジンの組み合わせをいう。シャシー製造者とエンジン製造者が異なる場合、その車両は合成車両とみなされ、必ずシャシー製造者の名称をエンジン製造者の名称の前に表示しなければならない。

2. (略)

3. 本統一規則でいう「レース距離」は、2026年日本レース選手権規定第4条に定める当初のレース距離（レースがスタートするまでに短縮された場合には、その短縮された距離）を指すものとする。

4. 本選手権競技会は、1大会1レース制、1大会2レース制、1大会3レース制、1大会4レース制または、1大会2ヒート制とする。

5. 本選手権競技会のレース距離は、下記の通りとする。

1) ～2) (略)

3) 1大会3レース制または4レース制の場合は、65km（65kmを超える最少周回数）のレースと最短90km～最長100kmのレース、およびそのいずれかの距離のレースとし、それらを2日に分けて設定すること。

4) ～5) (略)

6. ～9. ～5) (略)

#### 第7条 選手権得点

1. ～2. 2) (略)

え下記のいずれかの罰則を課す場合がある。

- ・ 2025年の本選手権の全戦の出場停止処分。
- ・ 2025年の本選手権のポイントの剥奪。
- ・ 2026年の本選手権の公式登録の拒否。

2. ～3. (略)

#### 第6条 参加車両

1. 2025年 J A F 国内競技車両規則第1編第10章スーパーフォーミュラ・ライツ (S F L) 車両規定に適合した車両および J A F が特に認めた車両とする。

車両の銘柄とはシャシーとエンジンの組み合わせをいう。シャシー製造者とエンジン製造者が異なる場合、その車両は合成車両とみなされ、必ずシャシー製造者の名称をエンジン製造者の名称の前に表示しなければならない。

2. (略)

3. 本統一規則でいう「レース距離」は、2025年日本レース選手権規定第4条に定める当初のレース距離（レースがスタートするまでに短縮された場合には、その短縮された距離）を指すものとする。

4. 本選手権競技会は、1大会1レース制、1大会2レース制、1大会3レース制または、1大会2ヒート制とする。

5. 本選手権競技会のレース距離は、下記の通りとする。

1) ～2) (略)

3) 1大会3レース制の場合は、65km（65kmを超える最少周回数）のレースと最短90km～最長100kmのレース、およびそのいずれかの距離のレースとし、それらを2日に分けて設定すること。

4) ～5) (略)

6. ～9. ～5) (略)

#### 第7条 選手権得点

1. ～2. 2) (略)

3) 2. 1) (3) の得点は、正式予選結果の発表によりレースの結果に関係なく与えられる。

4) 得点基準：

1位－10点	4位－3点
2位－7点	5位－2点
3位－5点	6位－1点

5) レースが規定の周回数を完了するまでに終了、または中止された場合の取り扱い： (略)

3. ～4. (略)

第8条～第18条 (略)

第19条 ドライバーの遵守事項

1. (略)

2. ドライバーは常に走路を使用しなければならない。疑義を避けるため、走路端部を定めている白線は走路の一部と見なされるが、縁石は走路の一部とは見なされない。

車両のいかなる部分も走路と接していない状態である場合、ドライバーは走路を外れたと判断される。

走路を外れた車両のドライバーは再度復帰することができるが、当該行為が安全であることが確認され、持続的なアドバンテージを得ることが一切ない場合にのみ行うことができる。

ドライバーは正当な理由なく故意に走路を外れることはできない。本条項に違反および競技役員の指示不遵守に対しては第16条に基づき罰則が適用される。本件に対する抗議・控訴は認められない。

3. ～9. (略)

第20条～第22条 (略)

第23条 タイヤ

3) 得点基準：

1位－10点	4位－3点
2位－7点	5位－2点
3位－5点	6位－1点

4) レースが規定の周回数を完了するまでに終了、または中止された場合の取り扱い： (略)

3. ～4. (略)

第8条～第18条 (略)

第19条 ドライバーの遵守事項

1. (略)

2. ドライバーは常に走路を使用しなければならない。疑義を避けるため、走路端部を定めている白線は走路の一部と見なされるが、縁石は走路の一部とは見なされない。

車両のいかなる部分も走路と接していない状態である場合、ドライバーは走路を外れたと判断される。

走路を外れた車両のドライバーは再度復帰することができるが、当該行為が安全であることが確認され、持続的なアドバンテージを得ることが一切ない場合にのみ行うことができる。

ドライバーは正当な理由なく故意に走路を外れることはできない。

3. ～9. (略)

第20条～第22条 (略)

第23条 タイヤ

1. (略)
2. プラクティスセッション開始から最終の決勝レースが終了するまでの間に車両1台あたりに使用できる溝なしタイヤ(以下、「ドライタイヤ」という)、および溝付きタイヤ(以下「ウェットタイヤ」という)は、当該大会の開催レース数が3以下の場合には夫々最大3セット(前輪6本、後輪6本)とし、1大会4レース制の場合には夫々最大4セット(前輪8本、後輪8本)とする。  
また、タイヤ供給メーカーからの申請に基づき、競技会審査委員会が認めた場合、マーキングを受けたタイヤを別のタイヤへ交換することが許される。
3. ～5. (略)

第24条～第25条 (略)

#### 第26条 一般安全規定

1. ～18. (略)
19. 常に車両が安全な状態であることを確認して競技車両を走行されることは競技参加者の責務である。
20. エントラント、ドライバー、ピットクルー及び競技に参加する全ての者はサーキット施設内において常に安全の確保に留意しなければならない。

#### 第27条 プラクティスセッション(公式予選等)

1. 1) (略)
- 2) 30分の公式予選が1回行われる。  
1大会3レース制または4レース制の場合、公式予選の方式は当該競技会特別規則に記される。  
なお、天候等の不可抗力の場合は、競技会審査委員会の決定によるものとする。
2. ～9. (略)

1. (略)
2. プラクティスセッション開始から最終の決勝レースが終了するまでの間に車両1台あたりに使用できる溝なしタイヤ(以下、「ドライタイヤ」という)、および溝付きタイヤ(以下「ウェットタイヤ」という)は、当該大会の開催レース数にかかわらず夫々最大3セット(前輪6本、後輪6本)とする。  
  
また、タイヤ供給メーカーからの申請に基づき、競技会審査委員会が認めた場合、マーキングを受けたタイヤを別のタイヤへ交換することが許される。
3. ～5. (略)

第24条～第25条 (略)

#### 第26条 一般安全規定

1. ～18. (略)

#### 第27条 プラクティスセッション(公式予選等)

1. 1) (略)
- 2) 30分の公式予選が1回行われる。  
1大会3レース制の場合、公式予選の方式は当該競技会特別規則に記される。  
なお、天候等の不可抗力の場合は、競技会審査委員会の決定によるものとする。
2. ～9. (略)

第28条 (略)

第29条 スタートグリッド

1. ～6. 1) (略)
- 2) 30分の公式予選が1回行われた場合：夫々の競技車両が記録した最速タイムを第1レースのグリッドとし、夫々の競技車両が記録した2番目のタイムを第2レースのグリッドとする。  
1大会3レース制または4レース制の場合、グリッドの決定方法は競技会特別規則に記される。  
各レースのポールポジションは上記により配列された車両において最速タイムを記録したドライバーに与えられ、当該ドライバーはそれ以外のポジションを選択することはできない。
7. (略)

第30条 ブリーフィングおよびミーティング

1. 競技長は、公式予選までに競技会審査委員会の出席のもと、ドライバーおよび競技参加者を対象としたブリーフィングまたはミーティングを開催する。  
なお、上記ミーティングとブリーフィングは同時に開催することも許される。実施方法は、従来のオフライン方式に加え、オンライン方式による実施も認めるものとする。
2. ～7. (略)

第31条～第33条 (略)

第34条 レースの中断およびレースの再開

事故によってサーキットが閉鎖されたり、天候またはその他の理由で競技の継続が危険となったため、決勝レースを中断する必要がある場合、競技長は赤旗をすべての監視ポストで、また赤ライト（中断ライト）をライン上におい

第28条 (略)

第29条 スタートグリッド

1. ～6. 1) (略)
- 2) 30分の公式予選が1回行われた場合：夫々の競技車両が記録した最速タイムを第1レースのグリッドとし、夫々の競技車両が記録した2番目のタイムを第2レースのグリッドとする。  
1大会3レース制の場合、グリッドの決定方法は競技会特別規則に記される。  
各レースのポールポジションは上記により配列された車両において最速タイムを記録したドライバーに与えられ、当該ドライバーはそれ以外のポジションを選択することはできない。
7. (略)

第30条 ブリーフィングおよびミーティング

1. 競技長は、決勝レーススタートの遅くとも1時間前に競技会審査委員会の出席のもと、ドライバーを対象としたブリーフィングを開催する。  
また、公式予選までに競技参加者を対象としたミーティングを開催する。  
なお、上記ミーティングとブリーフィングは同時に開催することも許される。
2. ～7. (略)

第31条～第33条 (略)

第34条 レースの中断およびレースの再開

事故によってサーキットが閉鎖されたり、天候またはその他の理由で競技の継続が危険となったため、決勝レースを中断する必要がある場合、競技長は赤旗をすべての監視ポストで、また赤ライト（中断ライト）をライン上におい

て提示することを命ずる。

## 1. レースの中断

1) ~ 2) (略)

3) 車両はレース中断後にピットレーンに進入することができるが、中断後にピットレーンに進入した車両およびグリッドからピットレーンに移動した車両のドライバーに対し、レース再開後にドライブスルーペナルティが課せられる。レース中断の合図が提示されたときに、すでにピット入口あるいはピットレーンにいた車両のドライバー、または天候その他の不可抗力により競技長が安全上の理由で車両のガレージへの移動を認めた場合についてペナルティを課されることはない。

4) (略)

5) レースの中断中、グリッド上およびファストレーンでの作業が許可される。が、かかる作業はすべて以下に限られる：

- ~~エンジンの始動および当該行為に関連する準備~~
- ~~冷却および加熱装置の取り付けおよび取り外し~~
- ~~タイヤ交換~~

ドライバーは常に競技役員の指示に従わなければならない。

## 2. レースの再開

1) ~ 2) (略)

3) 3分前ボード（またはシグナル）が提示されるまでに、すべての車両はホイールを装着していなければならない。このボード（またはシグナル）以降のホイールの取り外しはピットレーンにおいてのみ許可される。3分前ボード（またはシグナル）提示時にすべてのホイール装着がされていない車両はすべて、グリッドの最後尾かピットレーンからスタートしなければならない。この状況では、黄旗を持った競技役員が、グリッドを離れることのできる全車両が赤旗ラインを通過し終えるまで、（3分前に）ホイール装着がされなかった車両がグリッドを離れないよう制する。

3分前ボード（またはシグナル）提示後、コースの周回時間を考慮し、適切な時点で、先頭車両と赤旗ラインの間にいる車両は、オフィシャル

て提示することを命ずる。

## 1. レースの中断

1) ~ 2) (略)

3) 車両はレース中断後にピットレーンに進入することができるが、中断後にピットレーンに進入した車両およびグリッドからピットレーンに移動した車両のドライバーに対し、レース再開後にドライブスルーペナルティが課せられる。レース中断の合図が提示されたときに、すでにピット入口あるいはピットレーンにいた車両のドライバーについてペナルティを課されることはない。

4) (略)

5) レースの中断中、ファストレーンでの作業が許可されるが、かかる作業はすべて以下に限られる：

- エンジンの始動および当該行為に関連する準備
- 冷却および加熱装置の取り付けおよび取り外し
- タイヤ交換

ドライバーは常に競技役員の指示に従わなければならない。

## 2. レースの再開

1) ~ 2) (略)

3) 3分前ボード（またはシグナル）が提示されるまでに、すべての車両はホイールを装着していなければならない。このボード（またはシグナル）以降のホイールの取り外しはピットレーンにおいてのみ許可される。3分前ボード（またはシグナル）提示時にすべてのホイール装着がされていない車両はすべて、グリッドの最後尾かピットレーンからスタートしなければならない。この状況では、黄旗を持った競技役員が、グリッドを離れることのできる全車両が赤旗ラインを通過し終えるまで、（3分前に）ホイール装着のなかった車両がグリッドを離れないよう制する。

3分前ボード（またはシグナル）提示後、コースの周回時間を考慮し、適切な時点で、先頭車両と赤旗ラインの間にいる車両は、オフィシャル

カーの先導により追い越しをすることなく、もう1周回を完了するよう合図され、セーフティカー後方の車両列に合流しなければならない。

4)～13) (略)

第35条 (略)

第36条 レース終了

1. レース終了の合図(チェッカーフラッグ)は、先頭車両が全レース距離を走破、または設定した時間が経過した時点で、直ちに表示される。

チェッカーフラッグの表示を受けた後の危険な追越しは禁止される。各々の最終周にピットインした場合でもピットレーン上のコントロールラインを通過すればチェッカーフラッグを受けたものとする。

2. 予定されたレース距離が終了する前に設定された時間が経過した場合、予定された周回数を超えないことを条件に、設定された時間が経過した次の周回でコントロールラインを先頭車両が通過した時点で、当該先頭車両に終了の合図が表示される。

3. 万一チェッカーフラッグが不注意、その他の理由により先頭車両が規定周回数または設定された時間を完了する前に表示された場合でも、レースはその時点で終了したものとみなされる。

4. また、チェッカーフラッグが不注意によって遅れて表示された場合には、最終順位はレース距離または設定された時間が達成された時点における順位に従って決定される。

5. チェッカーフラッグの表示を受けたすべての車両は、原則としてコースを1周した後、直ちに直接パークフェルメに進むものとする。

6. チェッカーフラッグが表示された時点でピット出口は閉鎖される。

第37条～第39条 (略)

(細則1.)

1. ～17. (略)

18. 審判員の判定内容：

カーの先導により追い越しをすることなく、もう1周回を完了するよう合図され、セーフティカー後方の車両列に合流しなければならない。

4)～13) (略)

第35条 (略)

第36条 レース終了

1. レース終了の合図(チェッカーフラッグ)は、先頭車両が全レース距離を走破、または設定した時間が経過した時点で、直ちに表示される。

チェッカーフラッグの表示を受けた後の危険な追越しは禁止される。各々の最終周にピットインした場合でもピットレーン上のコントロールラインを通過すればチェッカーフラッグを受けたものとする。

2. 万一チェッカーフラッグが不注意、その他の理由により先頭車両が規定周回数または設定された時間を完了する前に表示された場合でも、レースはその時点で終了したものとみなされる。

3. また、チェッカーフラッグが不注意によって遅れて表示された場合には、最終順位はレース距離または設定された時間が達成された時点における順位に従って決定される。

4. チェッカーフラッグの表示を受けたすべての車両は、原則としてコースを1周した後、直ちに直接パークフェルメに進むものとする。

5. チェッカーフラッグが表示された時点でピット出口は閉鎖される。

第37条～第39条 (略)

(細則1.)

1. ～17. (略)

18. 審判員の判定内容：

F I A国際モータースポーツ競技規則第11条16項およびJ A F国内競技規則 10-20の審判員の判定事項は次の通りとする。

1) 審判員 (走路) :

F I A国際モータースポーツ競技規則付則H項に関する判定。

F I A国際モータースポーツ競技規則付則L項第4章第2条に関する判定。

本規則第19条ドライバーの遵守事項に関する判定。

2) ~ 4) (略)

19. ~20. (略)

以上

F I A国際モータースポーツ競技規則第11条16項およびJ A F国内競技規則 10-20の審判員の判定事項は次の通りとする。

1) 審判員 (走路) :

F I A国際モータースポーツ競技規則付則H項に関する判定。

F I A国際モータースポーツ競技規則付則L項第4章第2条に関する判定。

本規則第19条ドライバーの遵守事項に関する判定。

2) ~ 4) (略)

19. ~20. (略)

以上